

自動車検査登録手続の窓口業務フロー見直しに向けた基本方針(令和3年7月20日)

別添

- 「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年5月再改訂)に基づき、自動車OSSの推進を強力に進める。
- デジタル技術の導入により、窓口の業務フローを抜本的に見直し、申請者利便の向上・業務の効率化を実現する。

<課題>

- ① 窓口での検査登録手数料・自動車重量税の支払いが印紙に限られている。
- ② 運輸支局では、複数箇所(運輸支局、税事務所等)での支払いが発生。
- ③ 紙の申請書(OCRシート)や添付書類の提出が必要。
- ④ 申請書の確認を自視で行うため、審査に手間と時間がかかる。
- ⑤ 待ち時間が長い上、手続の進捗状況が分からない。
- ⑥ 人員不足のため、窓口業務と並行して申請相談等の電話対応を行う必要。
- ⑦ 申請書や印紙が貼付された納付書を、紙媒体のまま倉庫で保管。
- ⑧ 申請書類に係る外部からの照会への対応が手作業のため大きな負担。

<対応施策>

- 1. 支払い窓口業務のキャッシュレス化・合理化**
 - (1) 運輸支局において支払う検査登録手数料と自動車重量税について、事前登録によるクレジットカードでの一括決済を実現(※法律事項(形法の所管は財務省)。令和4年度以降に予定。令和4年度以降の改訂プロセスでの検討を予定)
 - (2) (1)以外の支払いについても、将来的に支払いの一元化をできるよう目指す。
 - (3) QRコード決済をはじめとしたその他の支払い手段についても検討拡大。
 - (4) キャッシュレス納付手段を有さない申請者への対応のため、多様な支払い方法を可能とする措置が次期、印紙による支払いを廃止。
- 2. 申請から文書管理までの一貫したデジタル化・業務効率化**
 - (5) PC/スマートフォンの画面入力により申請書を作成するサイトを導入。
 - (6) PC/スマートフォン等を活用したデジタル方式での申請を推進し、運輸支局への来訪は車検証交付時からのみ。その際には、マイナンバーカードやIC車検証(令和5年1月導入)を活用し、情報入力の手間削減を実現。
 - (7) 法務局(登記事項証明書、戸籍謄本)等との情報連携により、添付書類のデジタル化を推進。
 - (8) 手数料差別化、スマートフォンでのカードリーダー化の実現により、デジタル方式での申請へのシフトを加速し、業務効率化を実現。
 - (9) AIチャットボットを導入し、単純な問い合わせに即時的に対応するとともに、高度な問い合わせには人による案内とする等、効率的な運用改善を行う。
 - (10) 保管データに対する検索機能の導入。
 - (11) 審査状況確認システムを導入し、手続の進捗状況を「見える化」する。

出典:国土交通省報道資料

自動車登録手続きの「キャッシュレス化」「デジタル化」を推進

国土交通省

国土交通省は、「自動車検査登録手続きの窓口業務フロー見直しに向けた基本方針」をまとめ、自動車検査登録時の手数料・税金をクレジットカードで決済できる「キャッシュレス化」として

「デジタル化」を推進すると発表した。それによると、「支払い窓口業務のキャッシュレス化・合理化」として、申請書をオンラインで

て、運輸支局で支払う検査登録手数料と自動車重量税は、事前登録によるクレジットカードでの一括決済を実現するため、令和4年度税制改正プロセスで検討するとし、その他の支払いについても将来的に支払いの一元化をできるよう目指す。

また、QRコード決済をはじめとしたその他の支払いについても順次拡大し、キャッシュレス納付手段を有さない申請者への対応のため、多様な支払い方法を可能とする措置が次期、印紙による支払いを廃止するとしている。

「申請から文書管理までの一貫したデジタル化・業務効率化」では、パソコンやスマートフォンの画面入力で作成するサイトを来年早期に導入するとした上で、パソコンやスマートフォン等を活用したデジタル方式での申請を推進し、運輸支局への来訪は新たな車検証が交付される時からとする。

なお、その際には、効率的で迅速な審査を実現させるため、マイナンバーカードや令和五年一月導入予定のIC車検証を活用し、申請サイトでの情報入力の手間削減や、法務局等とも連携し、登記事項証明書や戸籍謄本・抄本等の情報連携を図るなど、添付書類のデジタル化を推進し、申請手続きをオンラインで完結させる。

また、審査状況確認システムを順次導入し、手続き進捗状況の「見える化」を来年早期にも実施するほか、AIチャットボット等を導入して即時的に対応することとし、効率的な運用改善を図るとしている。



発行所

(一社)旭川地方自家用自動車協会
編集兼発行人 森田英章
旭川市春光町十番地
電話(0166)51-1121
定価 一部三〇円(会費の方は会費に含まれています)

次導入し、手続き進捗状況の「見える化」を来年早期にも実施するほか、AIチャットボット等を導入して即時的に対応することとし、効率的な運用改善を図るとしている。なお、これらを導入した場合、申請者は窓口と並ぶ時間の削減というメリットを享受でき、一方、運輸支局では、窓口での申請書の目視確認や、紙の申請書や印紙が貼付された納付書を倉庫に保管すること、その書類を外部対応のために手作業で照会するなどの労力が削減されることから、同省は、デジタル化で申請した場合の手数料の軽減も基本方針に盛り込み、今後、必要な制度等の整備を進めていくとしている。

二〇二三年以降の新型車から「事故情報記録装置」搭載を義務化

暴走事故の検証に活用(国交省)

国土交通省は、自動車のアクセルやブレーキなどの操作状況を自動記録する事故情報記録装置「イベント・データ・レコーダー(EDR)」を交通事故の原因究明に活用するとし、二〇二二年七月以降の新型車から搭載を義務付けることを決めた。対象となるのは、定員十人未満の乗用車と車両総重量三・五ト以下以下の貨物車。モデルチェンジなどで発売される新型車から適用対象としているが、二〇二六年五月以降は継続生産車も適用するとしている。

この事故情報記録装置(EDR)は、事故の発生前にアクセルやブレーキがどの様に操作されていたのかや、シートベルト着用の有無、走行速度などを記録するもので、今般義務化されるEDRは、国際基準の機能を備えたもので、衝突の五秒前から衝突の瞬間までにアクセルをどの程度踏んだのかを〇・五秒以下の単位で記録できるほか、シートベルト着用の有無や車両の加速度なども記録するものとし、更に一度の事故で複数回衝突した場合に、最低二回分の記録を保存することができるものとしている。

EDRは、走行記録装置として広く普及しているドライブレコーダーと合わせて使用することで、事故の詳細な状況検証に役立つことから、同省はEDRを活用し、事故原因の正確な判断につなげたいとしている。

ストップ・ザ・交通事故
めざせ安全で安心な北海道
令和3年 冬の交通安全運動
実施期間 11月13日(土)〜11月22日(月)
重点目標
・凍結路面でのスリップを伴う事故防止や、年末に向けて増加する飲酒運転の根絶を図るため左記の活動等を推進する。

TOYOTA Rent a Car
チョコノリ!
24時間レンタカー無人貸出サービス
専用アプリを使ってレンタカーの予約から精算までセルフでご利用できる、無人貸出サービスです。
チョコノリ! 3つのメリット
01 店頭受付は不要!
02 スマホが車の鍵に!
03 24時間出発・返却OK!
株式会社トヨタレンタリース旭川

9月・10月は

『自動車点検推進運動』の強化月間!

最後にクルマを点検した日 覚えていますか?



自動車ユーザーに、自動車の保守管理意識の高揚及び、適切な点検・整備の実施と推進を図ることを目的とした「自動車点検推進運動」が、九月と十月の二ヶ月間を強化月間として展開しています。

本運動は、国土交通省並びに自動車関係三十一団体が構成する「自動車点検整備推進協議会」及び自動車関係十五団体が構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」が中心となり、自動車ユーザーに「日常点検」や「定期点検」などの適切な点検・整備の実施の必要性を理解していただくと共に、大型車のユーザーにあつては、整備不良に起因する事故の防止を図るため、より確実な点検・整備の実施を求めることを目的として実施しています。

自動車は数多くの様々な部品で構成され、使用されている部品は使用過程において劣化や消耗するものが多く、このため、自動車本来の安全・環境性能を適切に維持するために

定期的な交換や補充を行う必要があります。また、今や国内の自動車メーカーが製造する乗用車の約九割に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど、先進安全技術を搭載した自動車が急速に普及してきました。

これらの自動車にはカメラやセンサーなど数多くの電子装置が搭載されていますが、使用中に故障や不具合が発生し、予期せぬ事故やトラブルが発生した事例も報告されており、車両の安全確保のために予防的な点検・整備を行うことが、益々重要となってきました。

道路運送車両法では、「自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状況等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点検、制動装置の作動、その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならぬ」と、適切な時期に日常点検及び定期

点検の実施を義務付けています。自家用乗用車の場合では、十二月と二十四ヶ月の定期点検が法令で定められ、車検時に行う二十四ヶ月点検は多くの人が実施している一方で、十二月月点検の実施率は六割程度と低く、また、日常点検に至っては更に実施率は低い状況となっております。

自動車を定期的な点検することは自動車の性能や安全が確保されるばかりではなく、燃料消費量や地球温暖化の原因となるCO2排出量も抑えられ、セーフティドライブやエコドライブ、環境保全にも繋がります。特に、長くご使用のクルマには、細やかな点検・整備は欠かせません。

安心で快適なカーライフを送るためにも、マイカーの日常点検・定期点検を励行し、日頃からクルマの健康管理を心掛けましょう。

この日常点検は、症状が悪化する

前に異常に気付き整備が行えることから、様々な部品にかかる費用を最小限に抑えられ、自動車の寿命を延ばすことにも繋がります。

日常点検の実施時期は特に定められてはいませんが、走行距離や運行状況などから判断し、適切な時期に行います。

年間の走行距離が一万km程度の一時的な使用方をしている自動車の場合は、最低限、一ヶ月に一回を目安に点検を行うのが理想とされています。

自動車を定期的な点検することは自動車の性能や安全が確保されるばかりではなく、燃料消費量や地球温暖化の原因となるCO2排出量も抑えられ、セーフティドライブやエコドライブ、環境保全にも繋がります。

安心で快適なカーライフを送るためにも、マイカーの日常点検・定期点検を励行し、日頃からクルマの健康管理を心掛けましょう。

災害時に備えて 電動車の活用を訴求

国土交通省

現在、多くの電動車(※)には、外部給電機能が備えられ、災害発生時には「移動式電源」として活用することが可能となっているが、非常に電動車から給電できることを認識していない人がいることから、国土交通省は、経済産業省と連携した電動車の活用に関する取り組み等をホームページで紹介している。

台風や地震などの災害時には、停電が発生する恐れがあるが、多くの電動車を「移動式電源」として活用することで、避難所等に給電することが可能となっている。

令和元年房総半島台風(十五号)による停電時には、自動車メーカー等が被災地に電動車を派遣して、避難所での携帯電話の充電や乳幼児整備事業者が十二件、その他が三件となっている。

なお、これらの不当要求行為に対し、警察が出動した事案は十六件発生し、その内訳はユーザー本人によるものが九件、受検代行業者によるものが七件で、ユーザー本人によるものが過半数を占めており、このうち二件の暴力行為に対しては、警察に被害届出を提出するなど毅然とした対応を行っている。

自動車技術総合機構では、これらの悪質な行為に対しては、引き続き国土交通省や警察当局との連携を密にし、不当要求防止責任者を選任し、不当要求に係る緊急事態を想定した対応訓練を実施するとともに、防犯カメラやICレコーダによる防犯設備の活用により、組織全体で不当要求防止対策に取り組み、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施していくとしている。

最後に点検した日、覚えてる?

～後悔しないための点検・整備～



安全と環境保全には、点検・整備が必要です

「車検日の欄を欄に点検・整備実施状況が記載されています。詳しくは、QRコードをご覧ください。」

国土交通省 車検日 点検

www.tanken-seib.com

「クルマの点検・整備のことが詳しくわかります。」

「クルマの点検・整備のことが詳しくわかります。」

www.tanken-seib.com/m/

令和2年度 自動車検査場での 不当要求行為は七十一件発生 職員への暴力行為は二件発生

自動車機構

独立行政法人自動車技術総合機構がまとめた令和2年度中の自動車検査場での検査職員に対する不当要求行為は七十一件に上り、前年度よりも八件(一一・二%)増加となった。

不当要求行為は、平成十九年度の六六七件をピークに約十分の一まで減少しているものの、検査職員に対する暴力行為や脅迫・威圧行為、強要行為などの悪質な行為は未だに後を絶たない状況にある。

全国九十三カ所の自動車検査場から報告があった不当要求行為の内容別内訳は、脅迫・威圧行為が二五件(十二件増)、説明強要が十九件(三件減)、合格強要が十三件(六件増)、

車両放置が五件(四件増)、時間外検査強要が三件(二件増)、暴力行為が二件(三件減)、その他が四件(九件減)となっており、なかでも脅迫・威圧行為、合格強要、車両放置は前年よりも増加した。

地域別発生状況では、関東地域が最も多い二六件、次に中部地方が十一件、中国地域が九件、九州地域が八件、東北地域が七件、北陸信越地域と四国地域が四件、近畿地域が二件と続き、北海道地域と沖縄地域での発生は無かった。

また、不当要求行為を行った受検者別内訳は、受検代行業者が二十九件、ユーザー本人によるものが二七件、

電気自動車等の電源コンセントの使用方法について(例) 国土交通省

電気自動車等から外部に給電する方法は大別すると、①車内に備えられた100V電源用コンセントを用いて給電する方法と、車の充電端子に特定の機器(②可搬型給電器、③固定型給電器)を接続して給電する方法があります。

給電方法	電源	給電器	その他	最大出力	備考
① 100V電源用コンセントから給電	100V電源用コンセント			AC100V 0.1～1.5kW	・車本体のみで給電可 ・設置・配線工事不要 ・出力が比較的小さい ・EV, PHV, FCV, HV (メーカーオプション等により、100V電源用コンセントを持つ車)が対応可能
② 充電端子から給電	充電端子(CHAdemo)	可搬型給電器		AC100/200V 1.5～9kW (給電器による)	・可搬型給電器が必要 ・可搬型でどこでも給電可 ・設置・配線工事不要 ・EV, PHV, FCV (充電端子(CHAdemo)を持つ車)が対応可能
③	充電端子(CHAdemo)	固定型給電器	分電盤	AC100/200V 3～9kW (給電器による)	・固定型給電器が必要 ・建物への直接給電可 ・設置・配線工事必要 ・EV, PHV, FCV (充電端子(CHAdemo)を持つ車)が対応可能

に参考にして欲しいとしている。

なお、電動車の保有者や電動車の活用を検討している自治体に参考となるよう、両省は昨年七月に、電動車の外部給電機能、給電時の注意事項等をまとめた「災害時における電動車の活用促進マニュアル」を作成しており、今後も自治体等に対して災害時における電動車の活用方法について、周知・啓発を展開していくとしている。

(※)電動車とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を指します。

ハイブリッド自動車についても、100V用電源コンセントを利用可能な車種も多く存在します。



第380号

夕暮れ時の交通事故防止 高齢歩行者の危険横断に注意!



「秋の日はつるべ落とし」と言われるように、これからの季節は日増しに日没時間が早まり、夏と比べると「急に暗くなった」と感じることも多くなります。

特に夕暮れ時は、上空が明るく、地表付近は暗い状態となることから、車を運転するドライバーにとっては路上付近の視認性が低下し、歩行者や自転車が見えにくくなることから、歩行者の横断などに気付くのが遅れてしまいます。

日没時間が早くなる十月以降は、交通事故が増加する傾向にあり、六十五歳以上の高齢歩行者が犠牲となる事故が多発しています。

特に道内では、日没時間が早まる八月から十一月にかけて高齢歩行者の死傷事故が増加しており、なかでも「乱横断」と言われる「横断歩道の横断」や「走行車両の直前直後の横断」など、歩行者側の法令違反による危険横断事故が歩行者死亡事故全体の三割を占めています。

夜間の場合は、ほぼヘッドライトしか見えない場合が多いことから、遠くから接近して来る車との距離感やその車の走行速度を把握することは難しく、特に高齢者は、若い頃と比べると視覚機能や判断能力等が低下していることが多くあります。

ヘッドライトの基本はハイビーム ハイビームをしっかりと 使いましょう



車のヘッドライトには、ロービーム(下向き)とハイビーム(上向き)が備えられています。

また、同様に道交法では、他の車両等と行き違う場合または他の車両等の交通を妨げる恐れがある場合には、灯火を消したり、光度を減ずるなど、灯火を操作しなければならぬとされています。これが「すれ違い用前照灯」と呼ばれるロービーム(下向き)で、国土交通省令で夜間前方四〇mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能が求められています。

つまり、すれ違う車などが存在しない時は基本的にハイビームで、遠くにいる歩行者が見えやすい状態で運転をし、対向車や先行車がいる場合にはロービームに切り替えることが求められています。しかし、街

道路交通法(第五十二条)では、「夜間は前照灯をつけなければならない」と車両等の灯火について定められています。この前照灯とは「走行用前照灯」と呼ばれるハイビーム(上向き)のことで、国土交通省令の基準で夜間前方一〇〇mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能が求められています。

旭川地方自家用 自動車協会は 交通安全運動を 推進します

下していることから、接近する車との距離や速度を見誤り、遠くに見える車が実際には思ったより近くにいたことで事故に遭っています。

交通事故を防ぐためには、自動車を運転するドライバーも、早めにライトを点灯するなどの十分な注意も必要ですが、歩行者や自転車利用者もドライバーから良く見えるよう、夜間の外出時には明るい目立つ色(白色や黄色)の服を着用し、夜光反射材やLEDライトを活用するなど、自動車を運転するドライバーへ早めに自分の存在を知らせるように配慮することが大切です。

【ドライバーの皆様へ】
①高齢歩行者が被害者となる事故が多発しています。特に右から左に横断(渡り終わり)する歩行者に注意しましょう。また、高

齢者は暗い色の服装が多く、夜間は発見が難しいので、速度を落とし、歩行者や自転車の存在を確認しましょう。

②夕暮れ時は、歩行者の発見が遅れがちになるため、交差点では徐行し、しっかりと安全を確認しましょう。また、信号機

の設置されていない横断歩道では、歩行者優先を守り、特に子供や高齢者へは安全な通行を確保しましょう。

③車のヘッドライトの光は、かなり明るく見えるため、高齢歩行者は「車からは見えている」「危なかったら止まってくれる」と思い込み、道路を横断する場合があります。住宅街などでは、十分に速度を落とし、対向車がいな

い時はヘッドライトは上向きにしましょう。

【歩行者の皆様へ】
①横断歩道や信号機のある交差点が近くにある時は、少し遠回りでも必ずその横断歩道や交差点で横断しましょう。

②車両通過の直前・直後の横断は、自分も車もお互いが見えませんが、近づいてくる車がある時は、通過するまで待った後に、左右の確認を行うなど、車が走り去っても直ぐに横断しないようにしましょう。

③夜間外出時は、できるだけ明るい色の服装を着用し、夜光反射材やLEDライトを活用してドライバーに自分の存在を知らせるようにしましょう。

このため、ロービームの使用を明確に規定されている場合を除けば、

実際にハイビームにすると対向車や先行車、歩行者が眩しくて迷惑・逆に危ないという認識が常識として広がっており、本来ハイビームが必要とされる暗い郊外や住宅街などでもロービームのまま運転しているドライバーが見受けられます。

車を運転するドライバーには、道交法によって安全運転確保義務が課されています。法令で定められた通りにハイビームで走行していれば回避できた可能性が高い交通事故は少なくはないようです。

このため、ロービームの使用を明確に規定されている場合を除けば、

第60回

優良運転者表彰式

十一月四日(木)
アートホテル旭川で実施

優良運転者表彰は、協会の年次事業として交通安全運動の推進と、交通事故の防止を目的に行っております。

今年度の優良運転者表彰には、一三名の申し込みがあり、九月十四日の優良運転者選考委員会において、申し込み者全員を表彰することが決定しました。

表彰式の日時と会場は次の通りです。

日時 十一月四日(木)
十五時三十分より
会場 旭川市七条通六丁目
アートホテル旭川

協会からのお知らせ



この度、私どもで連絡機関紙として発行しております北海道自家用新聞は、第三種郵便物認可手続きの関係上、本紙十月二十一日号より名称を「北海道旭川自家用新聞」へと改めさせていただきます。

なお、会員の皆様方への発送方法につきましては、当面の間、帯封方式から封書方式「ゆうメール」にてご送付させていただきますので、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

旭川運輸支局 一般希望番号払出しトップ5	
3ナンバー	5ナンバー
1位 ... 3	1位 2525
2位 ... 5	2位 1122
3位 ... 11	3位 ... 11
4位 1122	4位 ... 3
5位 ... 33	5位 1212

希望ナンバー選択率四割超!

インターネットからも予約できます。
アドレス <https://www.kibou-number.jp/>
詳しくは「旭川自家用」と入力して検索して下さい。

旭川自家用 検索

予約問い合わせは《希望ナンバー予約センター》まで

一般社団法人 旭川地方自家用自動車協会 TEL(0166)51-1221

サポート・ユア・カーライフ



JAF

一般社団法人 日本自動車連盟 旭川支部



車・バイクの故障、トラブルなどロードサービスに関するお問合せ
JAF ロードサービス 救援コール
24時間・年中無休

【全国共通】
0570-00-8139
通話料有料(固定電話1分/11円、携帯電話20秒/11円)
一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。
携帯電話の無料通話分対象外。
または 短縮ダイヤル #8139
通話料有料。固定電話[ダイヤル回線]および一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。

各種お手続き、会員優待などロードサービス以外のお問合せ
JAF 総合案内 サービスセンター
9:00~17:30 年末年始休業

【全国共通】
0570-00-2811
通話料有料(固定電話1分/11円、携帯電話20秒/11円)
一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。
携帯電話の無料通話分対象外。
通話定額プランをご利用の方は ☎048-840-0036
※電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願い申し上げます。

入会申込はお近くの自動車販売店または支部窓口へ

北海道運輸局旭川運輸支局管内市町村別自動車数

令和3年3月31日現在

		旭川市				上川郡								勇払郡				空知郡				中川郡			雨竜郡		稚内市
		旭川市	士別市	名寄市	富良野市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	和寒町	剣淵町	下川町	占冠村	上富良野町	中富良野町	南富良野町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	雨竜町		
貨物用	普通車	10,336	1,012	1,160	1,286	471	329	438	186	136	169	348	934	197	252	149	66	456	279	189	343	54	109	124	1,646		
	小型車	12,438	1,052	1,094	1,166	304	441	362	195	165	167	370	534	219	226	100	75	365	213	122	215	54	115	99	1,653		
	被けん引車	656	57	87	77	58	5	23	35	5	3	5	35	3	7	22	1	7	2	10	24	2	4	0	103		
	計	23,430	2,121	2,341	2,529	833	775	823	416	306	339	723	1,503	419	485	271	142	828	494	321	582	110	228	223	3,402		
乗合用	普通車	440	26	46	35	10	7	17	4	2	4	9	21	1	5	1	12	3	3	2	4	1	1	2	82		
	小型車	259	39	58	81	16	24	20	2	9	13	17	27	4	6	10	9	14	8	20	8	4	8	3	57		
	計	699	65	104	116	26	31	37	6	11	17	26	48	5	11	11	21	17	11	22	12	5	9	5	139		
乗用	普通車	58,002	3,732	5,028	4,084	1,180	2,200	1,089	649	523	673	1,477	1,937	634	591	606	296	1,943	874	541	859	194	410	328	6,730		
	小型車	63,755	3,869	5,052	4,385	1,329	2,467	1,282	744	599	675	1,607	2,160	633	653	637	291	2,088	993	480	747	155	307	272	5,791		
	計	121,757	7,601	10,080	8,469	2,509	4,667	2,371	1,393	1,122	1,348	3,084	4,097	1,267	1,244	1,243	587	4,031	1,867	1,021	1,606	349	717	600	12,521		
特殊用途	特種車	4,811	433	498	417	169	166	135	52	56	101	89	186	43	44	53	31	136	68	58	133	25	60	54	750		
	大型特殊車	2,689	522	438	485	109	98	422	101	60	89	99	246	70	77	96	23	141	80	63	207	31	55	73	800		
	計	7,500	955	936	902	278	264	557	153	116	190	188	432	113	121	149	54	277	148	121	340	56	115	127	1,550		
登録自動車計	153,386	10,742	13,461	12,016	3,646	5,737	3,788	1,968	1,555	1,894	4,021	6,080	1,804	1,861	1,674	804	5,153	2,520	1,485	2,540	520	1,069	955	17,612			
小型二輪車	4,384	355	522	344	158	204	96	39	60	34	86	169	72	76	55	6	203	110	37	56	12	11	14	336			
軽自動車	検査対象車	10,897	1,723	2,100	1,914	799	651	951	533	355	250	713	1,055	537	532	324	107	770	749	230	459	59	176	245	2,100		
	乗用車	66,137	3,399	5,298	4,271	1,597	2,421	1,391	742	513	580	1,592	1,941	554	531	610	196	2,102	969	452	808	93	269	220	7,021		
	特殊用途車	406	27	35	38	15	11	20	6	2	7	17	15	3	6	7	4	11	5	6	14	0	2	1	66		
計	77,440	5,149	7,433	6,223	2,411	3,083	2,362	1,281	870	837	2,322	3,011	1,094	1,069	941	307	2,883	1,723	688	1,281	152	447	466	9,187			
総車両数	235,210	16,246	21,416	18,583	6,215	9,024	6,246	3,288	2,485	2,765	6,429	9,260	2,970	3,006	2,670	1,117	8,239	4,353	2,210	3,877	684	1,527	1,435	27,135			
人口	329,822	17,967	26,708	20,796	6,733	10,140	6,342	3,589	2,662	3,363	8,361	9,704	3,180	2,971	3,147	1,226	10,380	4,843	2,357	4,053	646	1,419	1,349	32,597			
乗用車1両当り人口	1.8	1.6	1.7	1.6	1.6	1.4	1.7	1.7	1.6	1.7	1.8	1.6	1.7	1.7	1.7	1.6	1.7	1.7	1.6	1.7	1.5	1.4	1.6	1.7			

		宗谷郡		枝幸郡		礼文郡		利尻郡		天塩郡		留萌市		増毛郡		留萌郡		苫前郡			天塩郡		深川市	雨竜郡					不明
		猿払村	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	礼文町	利尻町	利尻富士町	豊富町	幌延町	留萌市	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町	天塩町	深川市	妹背牛町	秩父別町	雨竜町	北竜町	沼田町					
貨物用	普通車	237	302	107	771	74	64	76	291	144	829	97	75	127	296	79	189	218	851	130	104	125	58	178	1				
	小型車	224	193	78	345	94	89	134	279	96	839	166	199	178	226	63	148	155	915	189	161	185	116	278	1				
	被けん引車	7	9	3	17	4	4	4	18	18	54	4	3	7	20	3	10	12	23	1	1	2	4	0	0				
	計	468	504	188	1,133	172	157	214	588	258	1,722	267	277	312	542	145	347	385	1,789	320	266	312	178	456	2				
乗合用	普通車	9	3	0	18	10	16	1	9	2	42	4	2	4	15	2	5	2	38	2	7	4	5	15	0				
	小型車	15	7	6	17	9	7	9	12	7	31	9	11	6	14	4	7	10	20	2	8	3	5	9	0				
	計	24	10	6	35	19	23	10	21	9	73	13	13	10	29	6	12	12	58	4	15	7	10	24	0				
乗用	普通車	914	895	350	2,054	327	237	310	1,028	641	3,746	726	547	620	1,224	267	597	864	3,505	489	452	470	334	556	0				
	小型車	553	747	294	1,545	300	247	307	841	461	3,870	750	566	581	1,134	234	429	642	3,946	577	464	480	413	629	1				
	計	1,467	1,642	644	3,599	627	484	617	1,869	1,102	7,616	1,476	1,113	1,201	2,358	501	1,026	1,506	7,451	1,066	916	950	747	1,185	1				
特殊用途	特種車	70	133	50	242	77	63	79	93	75	520	76	62	66	171	26	63	83	383	42	46	31	30	65	0				
	大型特殊車	142	128	68	230	21	22	33	140	93	434	58	71	73	168	47	92	112	333	49	57	38	27	89	13				
	計	212	261	118	472	98	85	112	233	168	954	134	133	139	339	73	155	195	716	91	103	69	57	154	13				
登録自動車計	2,171	2,417	956	5,239	916	749	953	2,711	1,537	10,365	1,890	1,536	1,662	3,268	725	1,540	2,098	10,014	1,481	1,300	1,338	992	1,819	16					
小型二輪車	21	35	14	72	8	12	22	77	28	170	51	30	33	78	6	48	49	259	53	57	57	33	38	0					
軽自動車	検査対象車	242	399	184	1,089	449	372	470	392	185	810	317	325	453	926	201	386	384	2,130	528	542	473	437	524	7				
	乗用車	394	595	284	1,537	539	515	552	737	334	3,302	556	410	484	1,181	131	499	534	3,893	553	457	406	316	540	8				
	特殊用途車	4	3	2	12	2	3	7	7	4	41	1	5	4	15	3	4	4	32	8	1	0	0	4	0				
計	640	997	470	2,638	990	890	1,029	1,136	523	4,153	874	740	941	2,122	335	889	922	6,055	1,089	1,000	879	753	1,068	15					
総車両数	2,832	3,449	1,440	7,949	1,914	1,651	2,004	3,924	2,088	14,688	2,815	2,306	2,636	5,468	1,066	2,477	3,069	16,328	2,623	2,357	2,274	1,778	2,925	31					
人口	2,694	3,463	1,639	7,746	2,379	1,931	2,365	3,796	2,257	20,024	4,075	2,978	2,935	6,589	1,119	2,533	2,930	19,767	2,807	2,347	2,241	1,737	2,958						
乗用車1両当り人口	1.4	1.5	1.8	1.5	2.0	1.9	2.0	1.5	1.6	1.8	2.0	2.0	1.7	1.9	1.8	1.7	1.4	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.7						

注) 軽自動車に関する車両数において、集計方法の違い等から、令和3年3月末自動車保有車両数調べ(月報)と相違する。なお人口は、令和3年4月調査時の人口数。